

福岡県公報

平成十九年十月十日
第二千七百三十六号
増刊 ①

目次

規 則 (第六十五号)

薬事法施行細則の一部を改正する規則

選挙管理委員会 (第四百一十一号)

(薬務課) …………… 一

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(地方課) …………… 五

規 則

薬事法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年十月十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十五号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和三十七年福岡県規則第二十九号)の一部を次のように改正する

第二条に次の一号を加える。

三 法第八条の二第一項及び第二項に規定する薬局開設者が提出する報告書

第十二条中「様式第十二号」を「様式第十三号」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「様式第十一号」を「様式第十二号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「様式第十号」を「様式第十一号」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「様式第九号」を「様式第十号」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「様式第八号」を「様式第九号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「様式第七号」を「様式第八号」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に、「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(薬局開設者による薬局に関する情報の報告)

第六条 法第八条の二第一項の規定による薬局に関する情報の報告は、様式第六号により、毎年一回、一月一日から三月三十一日までに行わなければならない。ただし、新たに薬局を開設した者は、同項の規定による薬局に関する情報の報告を速やかに行わなければならない。

2 法第八条の二第二項の規定による薬局に関する情報の変更の報告は、前項の様式により速やかに行わなければならない。

様式第十二号中「様式第十二号」を「様式第十三号」に改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第十号中「様式第十号」を「様式第十一号」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第九号中「様式第九号」を「様式第十号」に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第八号中「様式第八号」を「様式第九号」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第七号中「様式第七号」を「様式第八号」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第六号中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同様式を様式第七号とし、様式第五号の次に次の一様式を加える。

様式第6号 (第6条関係)

薬局機能情報報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号 (〒 -)

フリガナ
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

フリガナ
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号 () -

薬事法第8条の2第 項の規定に基づき、下記のとおり薬局に関する情報を報告します。

記

報 告 区 分	新規 変更 定期報告 (年1回) *該当するものにレをつけてください。(以下同様)
---------	--

1 管理・運営・サービス等に関する事項

(1) 基本情報

基本情報の変更項目 (変更の場合)	薬局の名称 薬局開設者 薬局の管理者 薬局の所在地	電話番号及びファクシミリ番号 営業日 営業時間
許 可 番 号		
薬 局 の 名 称	名 称	
	フリガナ	
	ローマ字表記	
薬 局 開 設 者 (法人にあっては、業務を行 う役員のうち代表者の氏名)	氏 名	
	フリガナ	
薬 局 の 管 理 者 (管理薬剤師)	氏 名	
	フリガナ	
薬 局 の 所 在 地	住 所 (〒 -)	
	フリガナ	
	ローマ字表記	

電話番号及び ファクシミリ番号	代表番号又は受付電話番号等 FAX番号 夜間・休日用電話番号
営業日	月： 火： 水： 木： 金： 土： 日： 祝： 年末年始： お盆： その他（ ）
営業時間	営業時間 時間外（休日夜間）の対応

(2) 薬局へのアクセス

薬局までの 主な利用交通手段	
薬局の駐車場	有 駐車台数 台 有料 無料 無
ホームページアドレス	http://
電子メールアドレス	

(3) 薬局サービス等

相談に対する対応の可否	相談可能な事項 お薬相談 誤飲等の中毒相談 禁煙相談 その他
	時間外の相談対応可能時間
対応することができる 外国語の種類	対応可能な外国語の種類 英語 中国語 韓国語 その他：（外国語名 ）
聴覚障害者に対する配慮	手話 画面表示 筆談
視覚障害者に対する配慮	音声案内 点字ブロック 点字表示
車椅子の利用者に対する配慮	スロープ 手すり 身体障害者用トイレ 車椅子利用者駐車場 点状ブロック 昇降機
受動喫煙を防止するための措置	全面禁煙 喫煙所設置 未実施

(4) 費用負担

医療保険及び公費負担等の取扱い	保険薬局の指定 有 無 生活保護法 結核予防法 戦傷病者特別援護法 母子保健法 公害健康被害の補償等に関する法律 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 障害者自立支援法 その他
クレジットカードによる料金の支払の可否	可 否 取扱カードの種類

2 提供サービスや地域連携体制に関する事項

(1) 業務内容、提供サービス

認定薬剤師の種類及び人数	認定薬剤師の種類		
	人数	人	
薬局の業務内容	無菌調剤実施の可否	可	否
	一包化調剤実施の可否	可	否
	麻薬調剤実施の可否	可	否
	浸煎薬、湯薬調剤実施の可否	可	否
	薬局製剤実施の可否	可	否
	在宅患者訪問調剤実施の可否	可	否
	薬歴管理実施の有無	有	無
地域医療連携体制	医療連携（在宅医療の取組・輪番制への参加）の有無	有	無
	地域住民への啓発活動への参加の有無	有	無

3 実績、結果等に関する事項

薬局の薬剤師数	人		
医療安全対策	医薬品安全管理責任者の有無	有	無
情報開示の体制	情報開示の可否	可	否
症例検討体制	症例等検討実施の有無	有	無
患者数	延べ患者数（前年1月1日～12月31日の人数）		人
患者満足度の調査	アンケート等調査実施の有無	有	無
	調査結果提供の有無	有	無

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に薬局を開設している者に係る改正後の第六条の平成十九年度における適用については、同条中「毎年一回、一月一日から三月三十一日まで」とあるのは、「平成十九年十二月三十一日まで」とする。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四百一十一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十月十日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 南区の項中

南折立病院	横手一・一四・一
-------	----------

を

南折立病院	横手一・一四・一
原病院介護老人保健施設花苜蒲	若久二・六・一

に改め、

二 老人ホームの項中

有料老人ホーム芝津の郷	大字貫一八六六・二
北九州市立養護老人ホーム楽翁荘	若松区鴨生田二・八・一一

を

有料老人ホーム芝津の郷	大字貫一八六六・二
特別養護老人ホームこくらの郷	高野四・一一・一一
北九州市立養護老人ホーム楽翁荘	若松区鴨生田二・八・一一

に改める

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）